

通行ルールについて、継続的に周知に努め、協力を求めていく

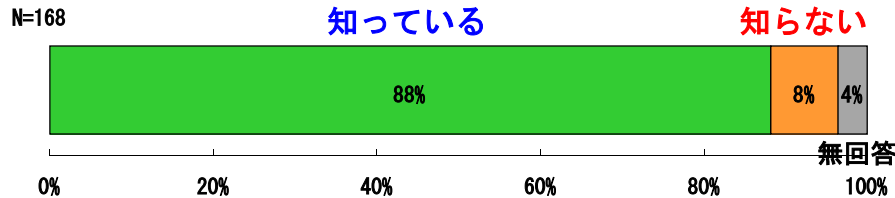
実効性を高める施策

- (1) 広報の充実
- (2) 法令・規制遵守への取り組み強化

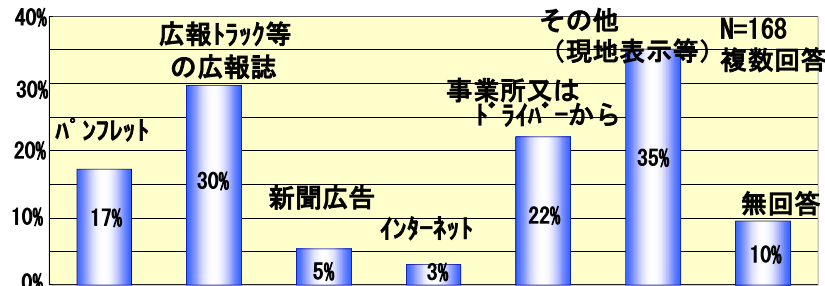
「環境レーン」に関する国道43号通行(大型車)ドライバー※ アンケート結果

◆環境レーンの認知度

国道43号に設けている環境レーンをご存じですか？

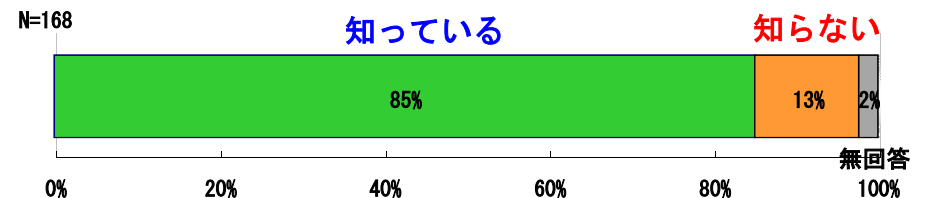


知ったきっかけは？

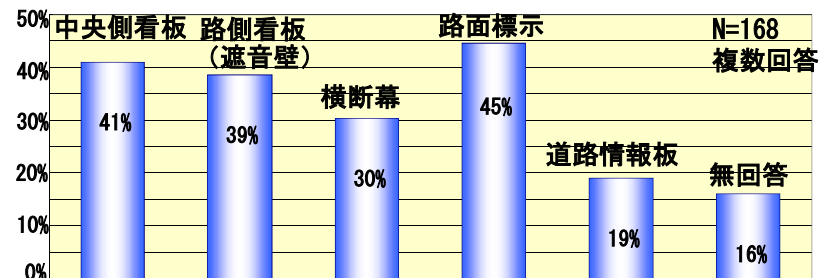


◆現地標示物の認知度

国道43号にはドライバーの方に「環境レーン」を案内する様々な標示物を設置しています。ご存じですか？



どの標示物を見たことがありますか？



※大阪府トラック協会・兵庫県トラック協会の会員168名(平成25年1月調査)

現地広報の追加

○横断幕の追加 48枚（計87枚）

（ ）は対策後の合計枚数

・国道43号側 20枚（計59枚）



1.0m × 5~10m（現況は0.8m × 5m）

・交差道路側 28枚^{*}（計28枚）^{*}取り替え13枚含む。
交差道路側スロープ部へ移設



1.0m × 5~8m

※新横断幕の改善点

- ・目立つよう、幕の**サイズを拡大**
- ・メッシュではなく、**透けない生地**
- ・文字が目立つよう**濃い背景色**

横断幕設置イメージ

■ 新横断幕設置イメージ(国道43号)



■ 新横断幕設置イメージ(交差道路側)

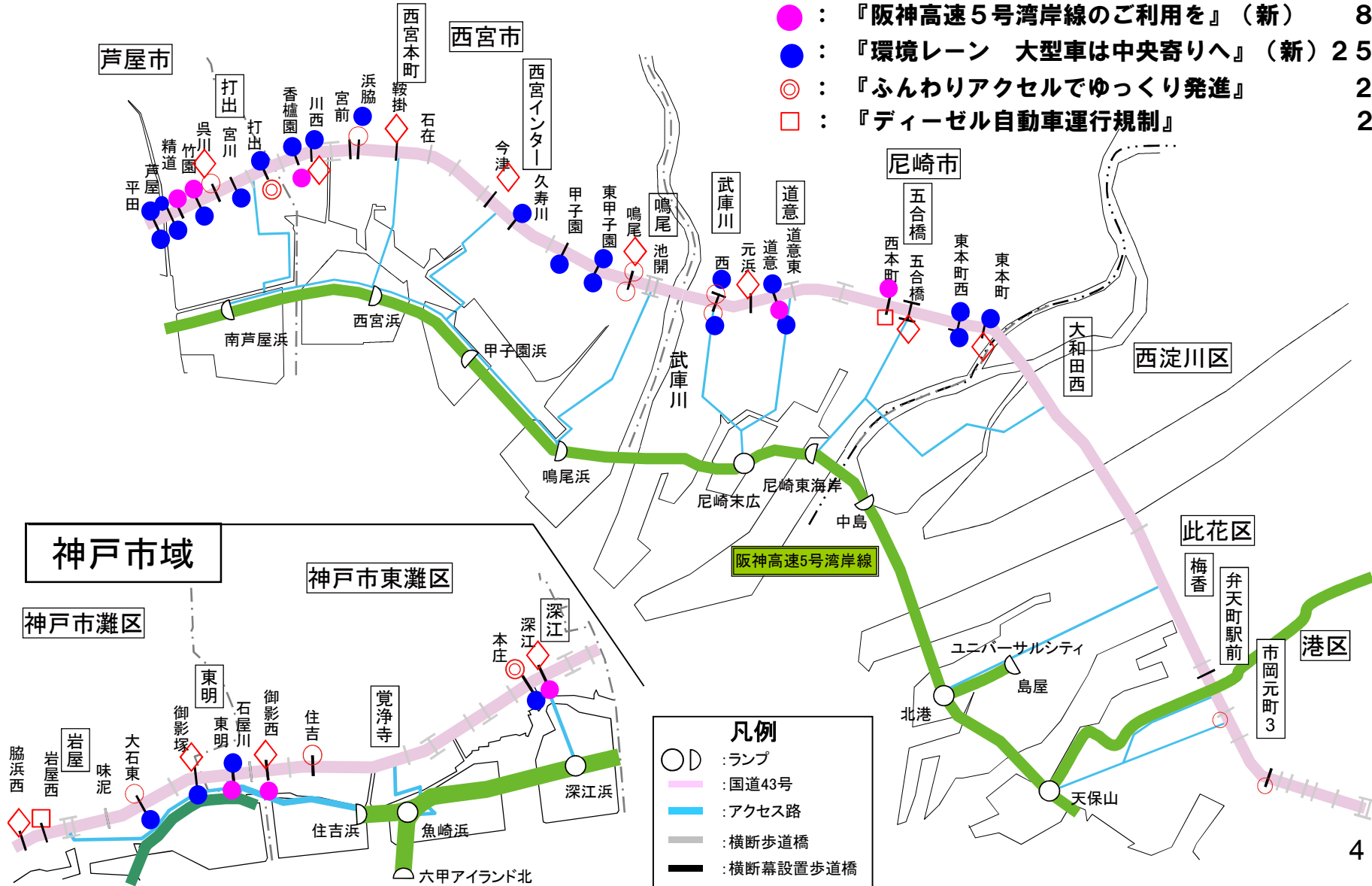


■ 既設横断幕の移設イメージ(スロープ部)



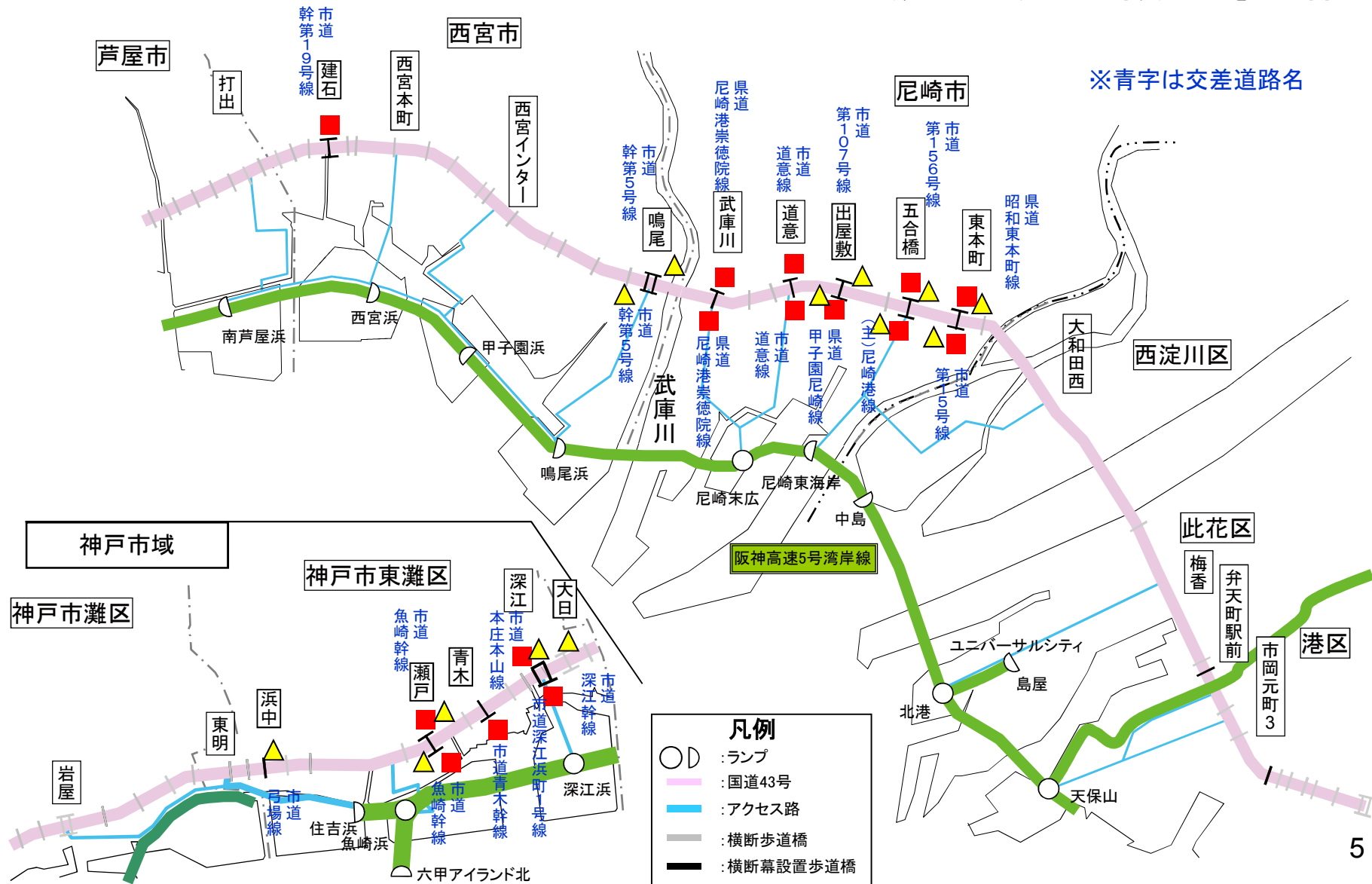
横断幕設置箇所（国道43号）

- ◇ : 『環境ロードプライシング実施中』 12箇所
- : 『阪神高速5号湾岸線のご利用を』 10箇所
- (pink) : 『阪神高速5号湾岸線のご利用を』 (新) 8箇所
- (blue) : 『環境レーン 大型車は中央寄りへ』 (新) 25箇所
- ◎ : 『ふんわりアクセルでゆっくり発進』 2箇所
- : 『ディーゼル自動車運行規制』 2箇所



横断幕設置箇所（交差道路側）

- : 『大型車は中央寄りへ』（新） 15箇所
- ▲ : 『環境レーン 大型車は中央寄りへ』13箇所（移設）



路側看板の追加

○ 路側看板の追加 12枚 (計24枚)

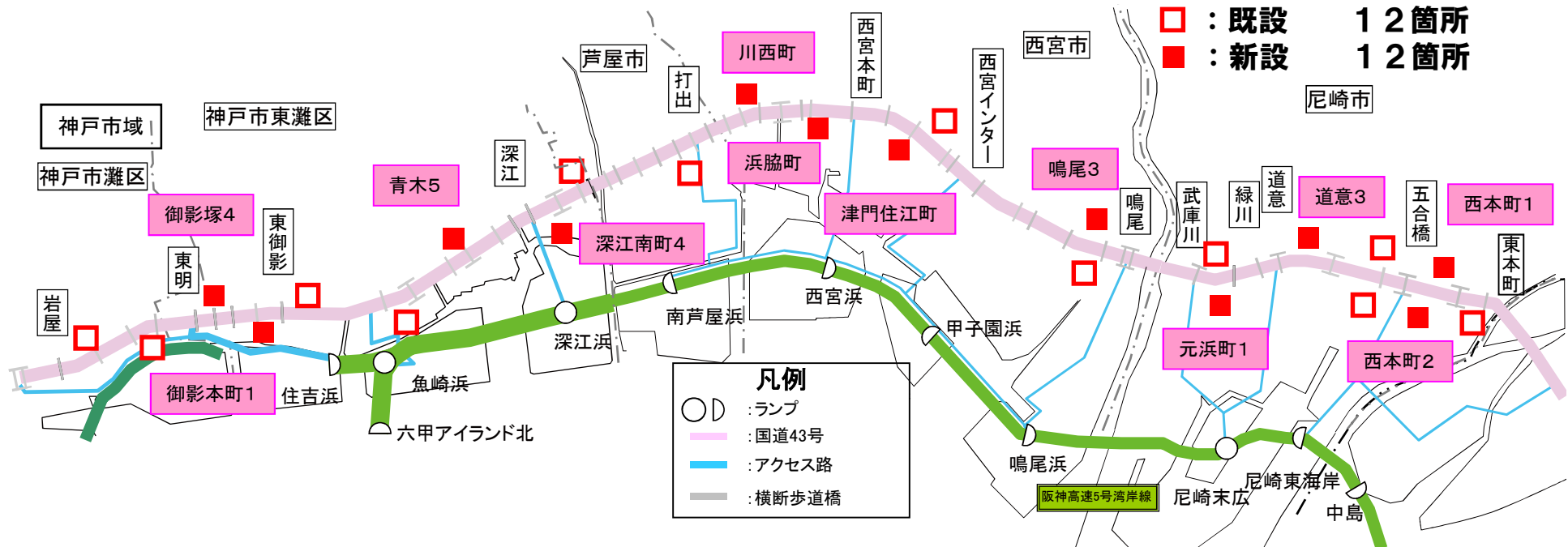
()は対策後の合計枚数

遮音壁(透光板型)の上部に設置

上り線 6枚 (計12枚)

下り線 6枚 (計12枚)

新規設置検討箇所 12箇所

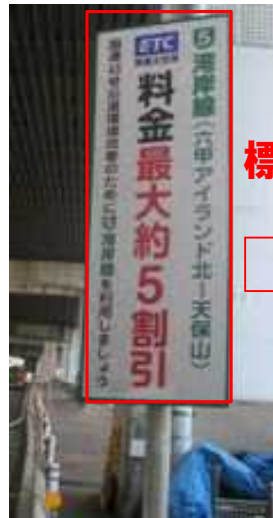


現地広報の追加

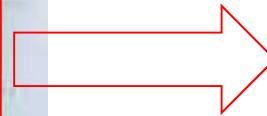
○ 中央側立て看板更新 46枚

更新する立て看板

46枚



標示内容を変更



■ 更新案

設置箇所に応じて以下の看板を設置

①



②



③



④



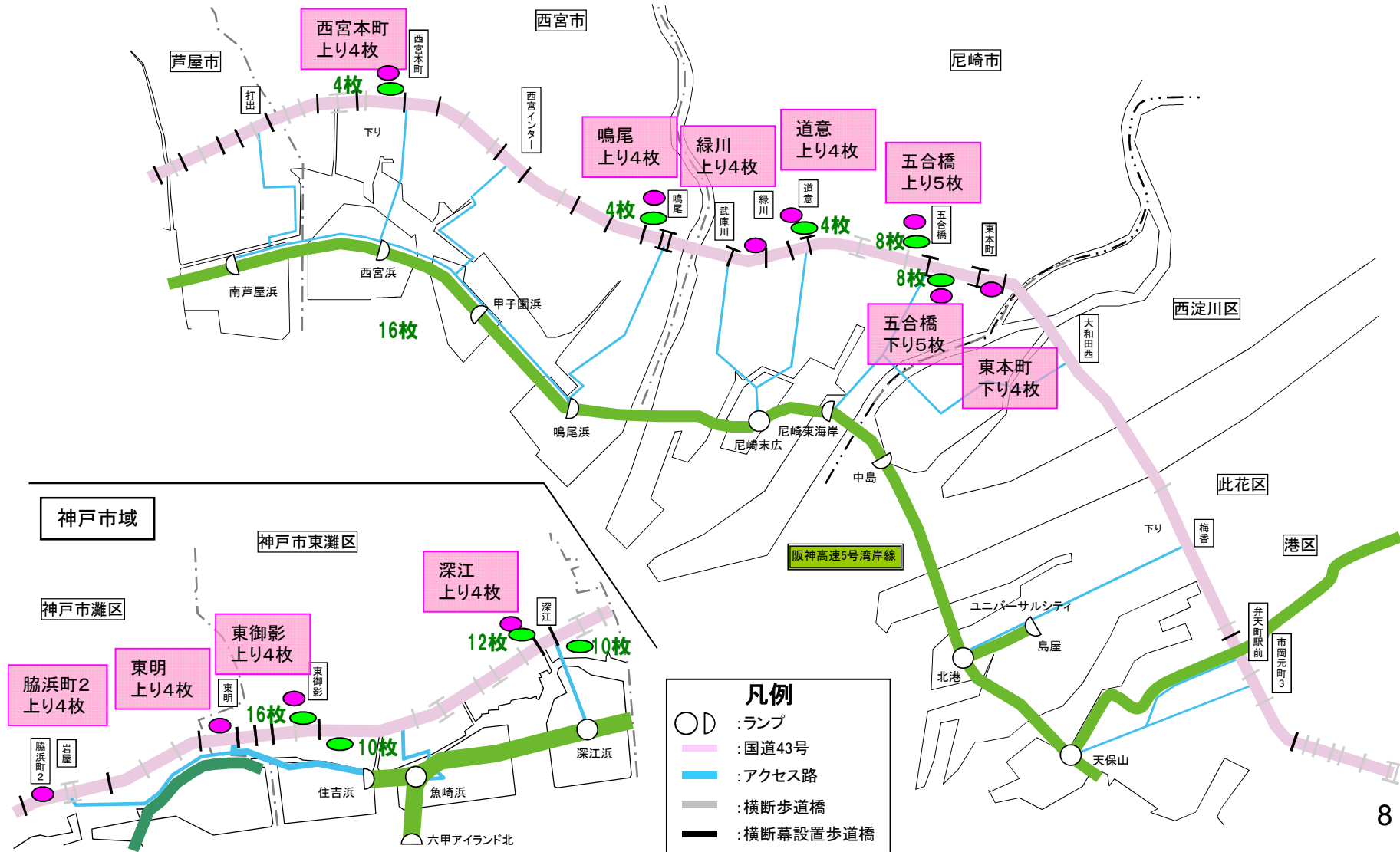
引き続き設置する
立て看板

76枚



中央側立て看板 更新箇所

● : 更新 46枚
● : 継続 76枚



大気情報の提供

- 平成24年11月より**湾岸線への迂回促進のためNO₂濃度をホームページで公開**
- パンフレットの配布等により広報を実施**
- 今後、情報提供方法の拡大(メール配信、表示道路情報板の拡充等)を検討**

大気情報提供HPを広報するパンフレット 約12万部配布

「国道43号通行ルール」を実践して頂くための取り組み

■沿道大気情報の提供
国道43号沿道の尼崎市東本町と大阪市港区市岡元町での大気汚染度(二酸化窒素NO₂)について、情報提供しております。

国道43号沿道の大気情報を事前に確認
→高濃度の場合可能な範囲で湾岸線へ
<http://43talkrealttime.jp>

今日は、NO₂濃度が高くなっているの
で、湾岸線ルートで行ってみたいわ!

今日は、湾岸線を利用しよう!

配車担当者

ドライバー

ホームページ画面

国道43号 注意NO₂(二酸化窒素)濃度
62ppb

高濃度時には国道43号の道路情報板に湾岸線の利用を案内(イメージ)

43号沿道の大気汚染度
高濃度時は湾岸線のご利用を!

環境ロードプライシングの案内

湾岸線利用の案内

大型車に中央寄り車線を通行していただくための案内

道路情報板

環境にやさしい運転をしていただくための案内

ドライバーの皆さまひとりひとりの取り組みが、国道43号周辺の大気環境改善につながっていきます。「国道43号通行ルール」にご理解とご協力をお願いします。

本パンフレットに関するお問い合わせ 国土交通省 近畿地方整備局 道路部 計画課 08-6942-1141(代)
国土交通省 近畿地方整備局 兵庫国道事務所 078-334-1800(代)
2013.1

大型車は**中央寄り車線**の通行をお願いします

「国道43号通行ルール(兵庫県)」にご協力をお願いします

歩道寄りの車線は **沿道環境に配慮する車線【環境レーン】**です。

対象車種 **大型車(中央寄りの通行をお願いします)**

対象区間 **国道43号兵庫県(尼崎市～神戸市港区岩屋交差点)**

国道43号の尼崎市域では未だ他市域に比べ大気汚染度(NO₂)が高くなっており、更なる取り組みが必要です。沿道環境を改善するための「国道43号通行ルール(兵庫県)」に、ぜひみなさまのご理解、ご協力をお願いします。

国土交通省、兵庫県、兵庫県警、阪神高速道路(株)

違反車に関する取り組み

国道43号では引き続き、重点的に取り組みを実施

※赤字 新規の取り組み

○合同街頭検査(尼崎地区ディーゼル車排ガスクリーンキャンペーン)を実施

- ・特殊車両通行許可違反
- ・積載違反等
- ・排気黒煙検査及び不正軽油検査

※上記に加え、ディーゼル自動車等運行規制(県条例)の街頭検査も実施

○自動取締り装置を利用した違反車両への指導警告

※指導警告基準の見直し、指導等の徹底(次ページ参照)

○兵庫県警へ重量違反車両の情報を提供

- ・国土交通省と阪神高速道路(株)合同で兵庫県警に軸重データの提供

○ディーゼル自動車等運行規制(兵庫県条例)取締への情報を提供

○その他

- ・特殊車両通行許可申請者に対して環境レーンを避けた通行への協力を依頼

特殊車両の違反通行に関する指導・取締り

- ・総重量違反車両は、道路の保全のみならず、環境への影響も大きい
- ・違反車両が依然として約3割通行→**指導・取締りの実効性をさらに向上させる**

■指導内容の変更※

※「道路法第47条の3に係る行政処分等の基準の細部取り扱いについて」より
(旧「特殊車両の通行に関する指導取締要領」)

1. 繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等に対する行政指導

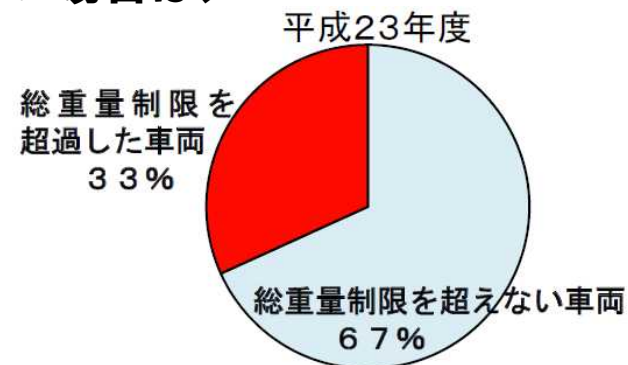
繰り返し特殊車両を違法に通行させた者等を**国道事務所等に呼び出して対面で
是正指導書を手交し、是正措置を講じることを指導。**

2. 行政指導内容の公表

是正指導を繰り返し受けたにもかかわらず、是正に応じない場合は、
弁明の機会を付与したうえ、再び是正指導を実施し、
その**名称及び是正指導内容等を公表。**

3. 許可の取消し、告発

違反して特殊車両を通行させ重大な事故等を起こした
場合や常習的に違反している場合等は聴聞を行った上
で、許可を取り消し、**名称及び取消内容等を公表。**
また、そのような特殊車両を通行させた者を告発。



車両重量自動計測装置の計測結果

※総重量制限を超えない車両とは、適法に通行している
車両と特殊車両通行許可申請すれば適法となる車両

第14回交通需要軽減キャンペーンの実施

自動車交通に起因する環境負荷を軽減するため、道路利用者に阪神高速5号湾岸線等への迂回やエコドライブ実施等の協力を要請する、『第14回交通需要軽減キャンペーン』を実施しました。

本キャンペーン期間中には、特殊車両通行許可違反の指導取締り、排気黒煙検査等の指導取締り、積載違反等の指導取締りを行う「尼崎地区ディーゼル車排ガスクリンキャンペーン」等も併せて3回実施しました。

○実施期間

平成25年2月1日(金)～2月28日(木)

○実施機関

近畿地方整備局、近畿運輸局、阪神高速道路(株)、兵庫県警察

○取り組み内容

- ①キャンペーン期間中、各種媒体を活用し湾岸線への迂回を呼びかけ道路情報板及び交通情報板、看板、垂れ幕・横断幕、国道事務所道路情報テレホンサービス、ミニFM放送局、道路情報ラジオ、ホームページ掲載
- ②トラック協会・商工会議所等へ協力依頼要請
- ③チラシ等の配布
トラック協会・商工会議所会員事業所への配布、ETCコーポレートカード利用料金請求書への同封、阪神高速道路パーキングエリアでの配布、関係機関窓口での配布
- ④『尼崎地区ディーゼル車排ガスクリンキャンペーン』等の実施
・2回実施(国道43号西向島計量所)
・不正軽油検査等の指導取締り、排気黒煙検査、特殊車両通行許可違反の取締り、積載違反の指導取締り

※合わせて国道43号西宮市染殿基地においても合同取締りを1回実施

